

足場の組立て等特別教育(6時間教育)のご案内

受講対象者	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に就かせる満 18 歳以上の者 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く) ※足場の組立て等作業主任者技能講習修了者は受講の必要はありません。	
日 時	令和 5 年 6 月 30 日 (金) 9:00 ~ 16:20	
会 場	丹南建設開発機構 2階大会議室(越前市日野美 1 丁目 2-13)	
講習科目 及び時間数	講習科目	講習時間
	足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5 時間
	労働災害の防止に関する知識	1.5 時間
	関係法令	1 時間
	合 計	6 時間
定 員	30名(定員になり次第受付を締め切ります。)	
受講料及び テキスト代	会 員 8,657円(消費税込) 会員外 9,427円(消費税込)	
受講手続き	所定の受講申込書に受講料を添えてお申し込みください。 建災防南越分会 〒915-0831 越前市日野美 1 丁目 2-13 TEL0778-42-8870/FAX0778-42-8871 受講料振込の場合 福井銀行 武生西支店 普通 119465 建災防南越分会 会長 山本達雄	
修了証交付	教育修了者には、「足場の組立て等特別教育(6時間)修了証」を交付します。 なお、修了証交付にあたっては、受領印を押していただきますので、 <u>印鑑をご持参</u> ください。(シャチハタ不可)	
そ の 他	<p>※受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。</p> <p>ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の 17 時まで 1 回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。</p> <p>※ 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。</p> <p>※ 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。◎戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等確認のできる書類の提出をお願いします。</p> <p>※ 外国籍の方は、受講申込みの際に、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。なお、事務局との質疑応答で日本語を理解できていない場合は、受講できません。</p> <p>※ 「人材開発支援助成金(建設業労働者技能実習コース)」制度の助成対象です。 詳しくは福井労働局職業安定部職業対策課 建設担当まで TEL0776-26-8613</p> <p>※ 助成金支給申請内訳書の受講証明は南越分会までお申し出ください。</p>	

建築物石綿含有建材調査者 講習(一般)のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第96号

登録有効期間満了日: 令和8年10月4日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月以降の建築物等の解体・改修に際しては「厚生労働大臣が定める知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了し、かつ、修了考査試験に合格した者）」により事前調査が義務付けられることとなりました。

つきましては、標記講習を下記のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

受講資格	(1) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
	(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(3) 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、(4)において同じ。）建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
	(4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
	(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
	(6) 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
	(7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
	(8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(9) 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者
	(10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
	(11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
	(12) (2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者（作業環境測定士（作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査者に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれる）
日時	令和5年8月1日（火）、2日（水）
場所	福井地区建設業会館 3階 福井市城東4丁目12-21
定員	40名 定員になり次第募集を締め切ります。

小型移動式クレーン運転技能講習受講のご案内

CPDS 認定講習・12ユニット【全科目】
10ユニット【一部免除】

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。
技術者証の写しを申込時に提出してください。

福井労働局長登録教習機関 登録番号： 第44号
登録有効期間満了日：令和6年3月30日
建設業労働災害防止協会福井県支部
〒910-0853 福井市城東4丁目12-21(福井地区建設業会内)
TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094
【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

1 就業することができる業務内容	つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務			
2 講習日時及び会場	学 科	令和5年 8月3日 (木) 9:00~17:15 8月4日 (金) 9:00~17:15	(公財)若狭湾エネルギー研究センター 敦賀市長谷64-52-1	
	実 技	令和5年 8月23日 (水) 8:30~17:00 8月24日 (木) 8:30~17:00 申込み者数により、23日のみの場合があります。	何でもリース駐車場 福井市開発4丁目217	
3 受講対象者	満18歳以上の方(経験は問いません)			
4 講習科目	区 分	講 習 内 容	講 習 時 間	
			免除(無) 免除(有)	
	学 科	① 小型移動式クレーンに関する知識	6時間	6時間
		② 原動機及び電気に関する知識	3時間	3時間
		③ 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3時間	—
④ 関係法令		1時間	1時間	
実 技	① 小型移動式クレーンの運転	6時間	6時間	
	② 小型移動式クレーンの運転のための合図	1時間	※1時間	
※免除B、Dの小型移動式クレーンの運転のための合図については、講習中の合図を統一させるため受講していただきます。				
5 受講料等	全科目 受講料33,275円 テキスト代1,370円 合計34,645円(消費税込) 免除B 受講料27,775円 テキスト代1,370円 合計29,145円(消費税込) 免除C 受講料31,075円 テキスト代1,370円 合計32,445円(消費税込) 免除D 受講料29,975円 テキスト代1,370円 合計31,345円(消費税込)			
6 定 員	40名(定員になり次第受付を締め切ります。)			
7 受講手続き	所定の申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添えて、建設業労働災害防止協会各分会へ提出してください。 受付時に交付する受講証は講習日ごとに会場受付に提示してください。			
8 科目の免除 (詳しくは受付窓口 でお尋ねください)	B	1 クレーン・デリック運転士免許、又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛技能講習を修了した者	(学科)小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 (実技) 小型移動式クレーンの運のための合図	

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習受講のご案内

CPDS 認定講習・10ユニット【全科目】

3ユニット【一部免除】

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。
技術者証の写しを申込時に提出してください

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第19号

登録有効期間満了日:令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】<http://www.kensaibou-291.jp>

1、作業主任者を選任すべき作業	掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削作業(ずい道及びたて抗以外の抗の掘削を除く。)の作業(第11号に掲げる作業を除く。) 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業			
2、講習日時及び会場	学 科	令和5年8月8日(火) 9:00~16:40 8月9日(水) 9:00~16:50 8月10日(木) 9:00~15:50	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21	
3、受講資格	① 満18歳以後、地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者(大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次項第2号及びずい道等の覆工作業主任者技能講習の項第2号において同じ。)で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者(申込時に卒業証明書を提示し、写しを提出してください。) ③ その他厚生労働大臣が定める者			
4、講習科目	区分	講 習 科 目	講習時間	
	学 科	① 作業の方法に関する知識 ② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③ 作業員に対する教育等に関する知識 ④ 関係法令	10時間30分 3時間30分 1時間30分 1時間30分	
5、講習科目の一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目	
	イ	職能法の建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者	上記4の①②	
	ロ	職能法の建設科又はさく井科の訓練を修了した者	上記4の①②	
	ハ	職能法の建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	上記4の①②③	
	ニ	1・2級土木施工管理技術検定に合格した者	上記4の①②	
ホ	「地山の掘削作業主任者技能講習」又は、「土止め支保工作業主任者技能講習」を修了した者	上記4の②③		
6、受講料等	全科目(ホ免除)	受講料16,775円	テキスト代 2,662円	合計19,437円(消費税込)
	イロニ免除	受講料11,275円	テキスト代 2,662円	合計13,937円(消費税込)
	ハ免除	受講料 6,875円	テキスト代 2,662円	合計 9,537円(消費税込)

「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」開催のご案内

建設業労働災害防止協会福井県支部南越分会

〒915-0831 越前市日野美1丁目2-13 丹南建設開発機構会館内

TEL 0778-42-8870 FAX 0778-42-8871

1 受講対象者	高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業を除く）に従事する者 労働安全衛生規則第36条 第41号
2 講習科目、時間	<p><学科講習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業に関する知識 1時間 ・墜落制止用器具に関する知識 2時間 ・労働災害の防止に関する知識 1時間 ・関係法令 0.5時間 計 4.5時間 <p><実技講習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・墜落制止用器具の使用方法 <u>1.5時間</u> 合計 6時間 <p>※この講習は、全科目受講を対象に実施します。</p>
3 開催日時 及び場所	<p>令和5年8月18日（金） 9:00～16:30</p> <p>越前市日野美1丁目2-13 丹南建設開発機構会館 2階大会議室</p>
4 受講料	<p>建災防会員 10,637円 会員外 11,627円</p> <p>（テキスト代、消費税を含む）</p>
5 受講定員	各30名 定員になり次第申込を締め切ります。
6 使用テキスト	「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用テキスト」建災防発行
7 受講手続き	<p>所定の申込書に写真（3.5cm×2.5cm）1枚、受講料を添えて建災防南越分会へ提出してください。受講申込書の郵送による受付もいたしますが、この場合受講料は次の口座に振込んでください。郵送先（上記記載）</p> <p>振込先 福井銀行武生西支店（普）0119465 建災防南越分会 会長 山本達雄</p>
8 修了証の交付	講習修了者には、建設業労働災害防止協会福井県支部発行の「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証」を交付します。（保護帽用シール配布）
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受講申込時に納入された受講料等については一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習前日の17時までに1回のみ認めますのでご連絡下さい。 ・実技講習は、作業服を着用し、各自保護具、手袋、フルハーネス型安全帯を持参してください。駐車場は、越前市AWIスポーツアリーナ（旧越前市体育館）北側駐車場を利用してください。（無料） ・講習時間については法令で定められていますので、遅刻のないようお願いいたします